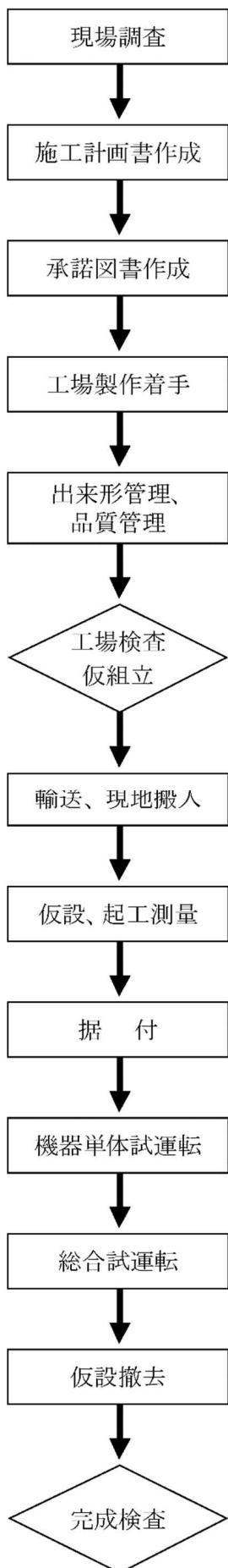


第10章 車両重量計設備



第10章 車両重量計設備

この基準は、道路管理施設のうち、車両重量計設備(車重計設備及び軸重計設備)に適用する。

工場製作時

10-1-1-1 出来形管理

出来形管理の内容は、外観構造・寸法管理・塗装膜厚管理とする。

なお、機器・部品の出来形管理は、製造会社の試験結果に基づく規格証明書又は試験成績書により代えることができる。

種類	適用基準又は項目
車重計本体部	
車重計指示記録部	
軸重計検出部	
軸重計接続箱	
軸重計指示記録部	
軸重計警告表示部	
盤類	承諾図書による
電源設備	第2章第2節 電気設備による

10-1-1-2 品質管理

品質管理の内容は、材料管理と性能管理とする。

1. 材料管理

材料管理は第1編第2章による。

なお、機器・部品の材料管理は、製造業者等の材料試験成績表により代えることができる。

2. 性能管理

機器・部品の性能管理は、製造会社の試験結果に基づく規格証明書又は試験成績書により代えることができる。

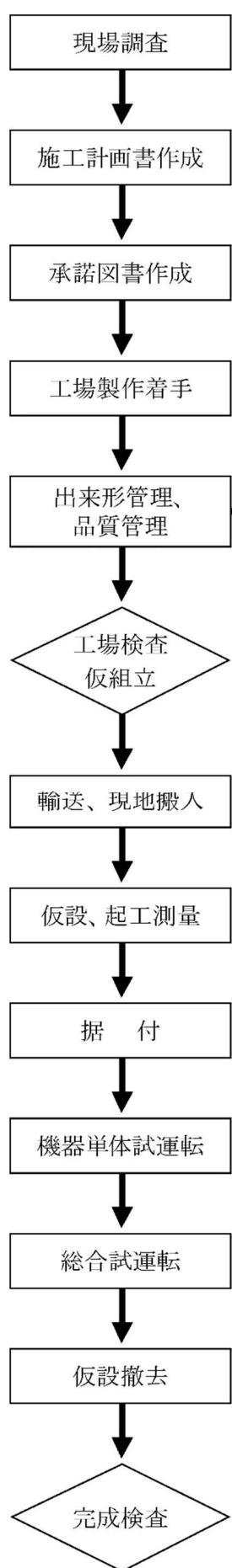
ただし、設計図書に示す場合は監督職員の立会を受けるものとする。

① 車重計

計量法に基づく検定を行い、合格しなければならない。

項目	判定基準	
計測精度	検定公差を満足すること	

注)計測精度の測定内容、方法等は、監督職員との協議による。

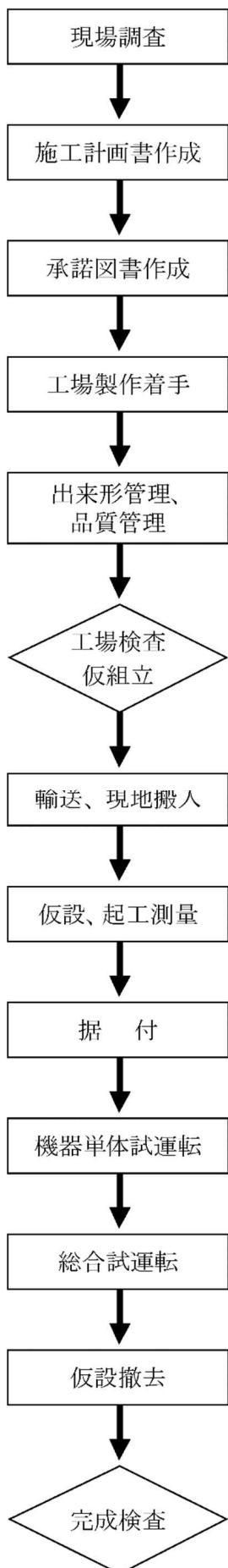


② 軸重計

項目	判定基準	
計測精度	設計値を満足すること	

注)計測精度の測定内容、方法等は、監督職員との協議による。

③ 盤類、電源設備
共通編第2章による。

**現場据付時****10-2-1-1 出来形管理**

据付時の出来形管理は、次のとおり行うものとする。

機器名	項目	管理基準値 (mm)	摘要
車重計本体部	据付関連寸法 接続機器との 関連寸法	承諾図書による	据付関連寸法では、 基礎ボルトの位置、ベ ース架台等の寸法も含 めて測定する。
車重計指示記録部			
軸重計検出部			
軸重計接続箱			
軸重計指示記録部			
軸重計警告表示部			
盤類	第2章第2節 電気設備による		
電源設備			

10-2-1-2 材料管理

材料管理は第1編第2章によるものとする。

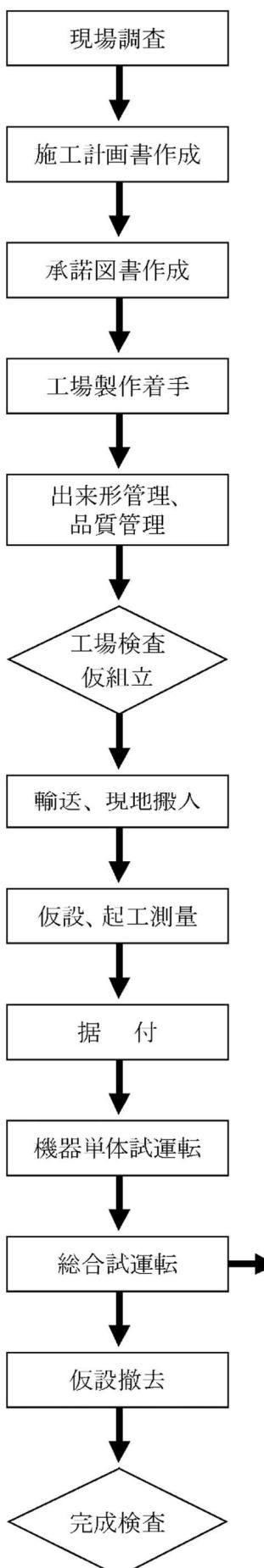
なお、機器・部品の材料管理は、製造業者等の材料試験成績表により代え
ることができる。

10-2-1-3 機器単体試運転(機能管理(据付))

据付時の機能管理は、次のとおり行うものとする。

機器名	適用基準又は項目
共通	各機器の動作状況、計器類の指示状況 異常温度、異常振動、異常音
車重計	計測精度
軸重計	計測精度
盤類	第2章第2節 電気設備による
電源設備	

注)計測精度の測定内容、方法等は、設計図書による。



10-2-1-4 総合試運転

総合試運転は次のとおり行うものとする。

項目	判定基準	
総合運転試験	各機器を機械的、電気的に接続した上で計量を行い異常等がないか確認する。	

注)総合運転試験の試験内容、方法等は、設計図書による。